

年金請求書（国民年金遺族基礎年金）

- (注) 1. 請求者が2名以上のときは、そのうちの1人について、この請求書にご記入ください。
 2. その他の方については、「年金請求書(国民年金遺族基礎年金)(別紙)」(様式第110号)に記入し、この年金請求書に添えてください。
- ☐ のなかに必要な事項をご記入ください。(◆印欄には、なにも記入しないでください。)
 ○黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
 ○フリガナはカタカナでご記入ください。
 ○この請求書は市区町村役場またはお近くの年金事務所にご提出ください。

職員記入欄	5 記録不要制度 (厚年) (船員) (国年)			6 被保険者区分		7 進達番号	
				01			
入力処理コード	(国共) (地共) (私学)			02			
6 3 0 0 0 3							
年金コード							
6 4 5							

受付登録コード
1 7 3 2

二次元コード



1. 死亡した方についてご記入ください。

1 基礎年金番号		2 生年月日	3.大正 5.昭和 7.平成	年	月	日
16 氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	性別		
				1 男 2 女		

2. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。

※個人番号(マイナンバー)を記入された場合、個人番号カード(マイナンバーカード)等の提示または写しの提出が必要です。詳しくは6ページをご確認ください。

3 個人番号※ (マイナンバー)		4 生年月日	3.大正 5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
基礎年金番号		電話番号	— —			
17 氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	18 続柄	性別	*日中に連絡が取れる電話番号(携帯可)をご記入ください。
				◆	1 男 2 女	
19 住所の郵便番号	20 (フリガナ)					
	住所	市区町村				
社会保険労務士の提出代行者欄				障害状態の有無 (続柄が子である場合にのみご記入ください。)		障害の状態に ある・ない

3. 年金の受取口座をご記入ください。 貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

年金受取口座に公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。

(1) 公金受取口座の利用意思	1 利用する	2 利用しない(または未登録)	※公金受取口座を利用する場合は、通帳等の写しの添付や金融機関の証明は不要です。
-----------------	--------	-----------------	---

年金受取口座として指定する口座をご記入ください。(公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。)

21 ① 金融機関	22 金融機関コード	23 支店コード	(フリガナ)	銀行 金庫 信託 協賛 信託 漁協	(フリガナ)	本店 支店 出張所 本所 支所	24 預金種別	25 口座番号(左詰めで記入)	
21 ② ゆうちょ銀行							1. 普通 2. 当座		
貯金通帳の記号(左詰めで記入)			25 番号(右詰めで記入)			金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄			
口座名義人氏名(カタカナ)			(氏)	(名)	17の氏名フリガナと、口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。				
						※通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金種別、口座番号の面)を添付する場合または公金受取口座を利用する場合、証明は不要です。			

上記(1)で「2 利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

(3) 公金受取口座の登録意思	1 登録する	2 登録しない
-----------------	--------	---------

公金受取口座については2ページをご参照ください。

右の3ページを記入する際の注意事項

2つ以上の年金を受ける権利を得た場合について

2つ以上の年金を受ける権利を得た場合は、原則として、どちらか一方の年金を選択することになり、もう一方の年金は支給停止となります。

- 受け取る年金を選択する際には、「年金受給選択申出書」の提出が必要です。
詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

履歴欄の記入方法

履歴は死亡した方がはじめて公的年金制度に加入したときから古い順にご記入ください。

(被保険者記録照会回答票を添付する場合は、履歴欄の記入は不要です。)

事業所等の名称変更や所在地の変更、転勤などがあったときは、そのことがわかるように、それぞれの事業所等ごとに必要事項をご記入ください。

《記入例》

詳しくわからないときでも、市区町村名までをご記入ください。

詳しくわからないときでも、「〇年〇月頃」あるいは「〇年の夏頃」など、わかる範囲でご記入ください。

加入していた年金制度が国民年金のときは、記入不要です。

社名だけでなく、支店・工場等についてもご記入ください。

履歴(死亡した方の公的年金制度加入経過) ※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。 (右欄にチェックした場合は記入不要です。)		被保険者記録照会回答票を添付する場合は、以下にチェックしてください。 ☐ 被保険者記録照会回答票の記載内容と相違ない	
(1)事業所(船舶所有者)の名称および 船員であったときは、その船舶名	(2)事業所(船舶所有者)の所在地 または国民年金加入時の住所	(3)勤務期間または国民年金の加入期間	(4)加入していた年金制度の種類
最初 (有)〇〇商店	台東区台東2-X	(自) S50年4月1日 (迄) S56年3月31日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
2	杉並区高井戸西3-X-X	(自) S56年4月1日 (迄) S59年3月31日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
3	△△化学(株)大阪工場	(自) S59年4月1日 (迄) S61年3月31日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
7		(自) 年 月 日 (迄) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等

「公金受取口座」の利用・登録

○公金受取口座登録制度とは

- 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国(デジタル庁)に任意で登録していただく制度です。詳しくは、デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録制度」をご確認ください。
(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/)

また、口座情報登録・連携システム利用に関する利用規約もあわせてご確認ください。

(https://img.myna.go.jp/html/account_registration_riyoutakiyaku.html)

- 公金受取口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、削除を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。

○年金振込先に公金受取口座を利用する場合の注意点

- 公金受取口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。
- 年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
- また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

○年金振込先の口座を公金受取口座に登録する場合の確認事項

- 年金振込先の口座を公金受取口座に登録することに同意(「1. 登録する」に○印を記入)した場合は、年金受取口座の情報は個人番号(マイナンバー)等とともに登録され、口座情報は公的給付を支給する行政機関等に提供されます。ただし、海外に居住している方は、年金請求時における公金受取口座登録の対象外となるため、公金受取口座の登録意思欄への記入は不要です。
- 公金受取口座の登録結果は国(デジタル庁)から送付されます。なお、マイナポータルを開設済みの方へは、マイナポータル上で通知されます。
- 公金受取口座の登録には時間がかかる場合があります。お急ぎの方はマイナポータルでの登録をお願いします。

4. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。

(1) 今回請求する年金の他に現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名			年金の種類
ア 国民年金法	イ 厚生年金保険法	ウ 船員保険法	☐ 老齢または退職
エ 国家公務員共済組合法	オ 地方公務員等共済組合法	カ 私立学校教職員共済法	☐ 障害
キ その他 ()			☐ 遺族

(2) ③欄(1ページ目)を記入していない方は、次のことにお答えください。
(記入した方は回答の必要はありません。)

過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。
「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号をご記入ください。

☐ ある	☐ な い
--------------------------	---------------------------

厚生年金保険 (または船員保険)		国民年金	
---------------------	--	------	--

5. 死亡した方のこれまでの年金の加入状況等についてご記入ください。

(1) 年金制度の被保険者または組合員等となっていた期間について、下記の履歴欄にご記入ください。

履 歴 (死亡した方の公的年金制度加入経過) ※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。 (右欄にチェックした場合は記入不要です。)		被保険者記録照会回答票を添付する場合は、以下にチェックしてください。 ☒ 被保険者記録照会回答票の記載内容と相違ない	
(1)事業所(船舶所有者)の名称および 船員であったときはその船舶名	(2)事業所(船舶所有者)の所在地または 国民年金加入時の住所	(3)勤務期間または国 民年金の加入期間	(4)加入していた年 金制度の種類
最 初		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
2		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
3		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
4		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
5		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
6		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
7		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等

(2) 死亡した方について、改姓・改名をしているときは、旧姓名および変更した年月日をご記入ください。※年金記録の確認に使用します。

旧姓名	(フリガナ)	
	(氏)	(名)
変更日	昭和・平成・令和	年 月 日

旧姓名	(フリガナ)	
	(氏)	(名)
変更日	昭和・平成・令和	年 月 日

(3) 過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号をご記入ください。

厚生年金保険 (または船員保険)		国民年金	
---------------------	--	------	--

右の5ページを記入する際の注意事項

- (3)について交通事故、労働災害、傷害等、死亡の原因が第三者の行為による際は、「第三者行為事故状況届」と証明書等の提出が必要です。詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

(3)

- 同じ業務上の災害によって遺族年金と労働基準法による遺族補償を受けるときは、遺族年金は6年間支給停止となり、7年目から支払われます。

(4)

- なお、労働者災害補償保険法（労災法）による給付や昭和61年改正後の新船員保険法から支払われる年金などの業務上の災害による給付と遺族年金は、同じ業務上の災害による場合、遺族年金は、全額支払われ、労災法による給付等の一部が支払われます。

(5)

5ページ6(6)⑦の年金または恩給

- | | |
|---------------|---------------------------|
| 1. 恩給 | 5. 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金 |
| 2. 執行官法に基づく年金 | 6. 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金 |
| 3. 国会議員互助年金 | 7. 未帰還者留守家族等援護法に基づく年金 |
| 4. 旧令共済の年金 | 8. 日本製鉄八幡共済組合の老齢年金または養老年金 |

(6)⑦

「沖縄特例措置」について

- 沖縄に住んでいた当時の住所を明らかにすることができる書類の添付が必要な場合があります。詳しくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

(7)

6. 死亡した方に関してご記入ください。

(1)死亡した方の住所 右欄のいずれかをチェックしてください。	☒	請求者と同じ住所	
	☒	請求者と別住所（下欄に住所をご記入ください。）	
		住 所	
(2)死亡年月日	令和 年 月 日		
(3)死亡の原因は第三者の行為（交通事故、労働災害、傷害等）によりますか。			
☒ はい ☒ いいえ		「はい」を○で囲んだ場合は「国民年金・厚生年金保険 第三者行為事故状況届」の提出が必要となります。	
(4)死亡の原因は、業務・公務上の事由※によりますか。 (※ 通勤災害は業務上・公務上の事由には該当しません。)		(5)労働基準法による遺族補償※が受けられますか。 (※労働者災害補償保険法（労災法）による給付とは異なります。)	
☒ はい ☒ いいえ		☒ はい ☒ いいえ	
※（６）～（７）は保険料納付済期間（厚生年金保険や共済組合等の加入期間を含む）および保険料免除期間では受給要件を満たさない場合のみご記入ください。			
(6)年金の受給に必要な資格期間を確認するため、死亡した方について、20歳から60歳までの期間で年金に加入していない期間等について、以下の該当する項番をチェックしてください。 (以下の①～⑦に該当する場合は、添付書類が必要となる場合があります。) ※以下の書類のほか、受給資格期間の確認のため、別途、他の書類の提出をお願いすることがありますので、お近くの年金事務所へ事前にご相談ください。			
項番	確認項目（記入欄）		必要な書類の例
①	☒	・昭和61年3月以前に婚姻していた期間がある ⇒請求書の1ページに記入している方以外で、過去に婚姻していた相手方がいる場合は、以下にご記入ください。 カナ氏名： 漢字氏名： ※生年月日： ☒ 大正 ☒ 昭和 年 月 日 ※基礎年金番号： ※生年月日や基礎年金番号はわかる範囲でご記入ください。 複数名いる場合は、余白にご記入ください。	・婚姻期間が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本※ ※結婚から離婚または死別まで確認できるもの。複数回婚姻されている場合は、すべての戸籍全部事項証明
②	☒	・海外に住んでいたことがある	・海外に居住していた期間が確認できる戸籍の附票の写し
③	☒	・外国籍である（あった）方で、65歳到達の前日（65歳の誕生日の前々日）までに帰化又は永住許可を受けている	以下のいずれかの書類 ・帰化日が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本 ・永住許可年月日が記載された在留カード等 ・特別永住者証明書
④	☒	・平成3年3月以前に大学院・大学・短期大学・専修学校・各種学校の学生であったことがある（夜間部・通信制は除く。）	・在籍（期間）証明書等
⑤	☒	・死亡した方または配偶者が昭和61年3月以前に、国会議員・地方議会議員であったことがある	・国会議員、地方議会議員の期間を証明できる書類
⑥	☒	・昭和61年3月以前に国民年金の任意脱退の承認を受けたことがある	・都道府県知事等の承認により国民年金の被保険者とされなかった期間が確認できる書類
⑦	☒	・死亡した方または配偶者が、4ページの下段に記載の年金または恩給を受けていたことがある	・年金または恩給を受けていたことが確認できる証書等
⑧	☒	・上記①～⑦に該当しない	・なし
(7)死亡した方は昭和36年4月1日から昭和47年5月14日までの間に沖縄に住んでいたことがありますか。該当する場合は右欄にチェックしてください。			☒

右の7ページを記入する際の注意事項

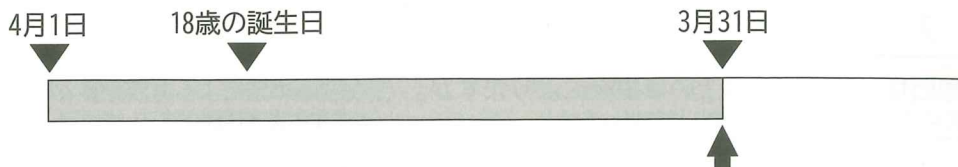
子について

- 子とは、次のいずれかに該当する方を指します。

a : 18歳になった後の最初の3月31日までにいる子

b : 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

(例) aの場合



3月31日までは遺族基礎年金の対象となります。

*障害状態にある子については、障害状態が確認できる医師または歯科医師の診断書等の添付が必要です。

*7ページに子の氏名等をご記入ください。

対象となる子が2人を超える場合は3人目以降を別紙にご記入の上、この請求書に添付してご提出ください。

なお、別紙の様式については、日本年金機構のホームページに掲載していますので、ご活用ください。

届出用紙の郵送を希望される場合は、「ねんきんダイヤル」やお近くの年金事務所にお問い合わせください。

「個人番号（マイナンバー）」を記入する際の注意事項

- 1ページに請求者本人の個人番号（マイナンバー）を記入することにより、生年月日に関する書類の添付が不要になる場合があります。また年1回の現況の確認（現況届）や住所変更等の提出が不要となります。ただし、住民票の住所以外にお住まいの方など、住所変更の届出が必要となる場合があります。

- 記入された個人番号（マイナンバー）は、個人番号（マイナンバー）が正しい番号であることの確認（番号確認）および提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）が必要なため、以下の（1）または（2）をご準備ください。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

番号確認と身元（実存）確認できる情報の両方が記載されているため、1種類で確認が可能です。

(2) 以下の2種類（㊦と㊧1種類ずつ）をご準備ください。

㊦ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類から1種類

住民票（個人番号（マイナンバー）記載のもの）または通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

㊧ 身元（実存）確認のできる書類から1種類

運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等

※身元（実存）確認のできる書類については、上記㊧以外にも提出可能な書類があります。

ご不明な点等は年金事務所にお問い合わせください。

【窓口で提出される場合】

上記（1）個人番号カード（マイナンバーカード）または（2）の㊦と㊧1種類ずつの原本をご提示ください。

【郵送で提出される場合】

個人番号カード（マイナンバーカード）は、両面のコピーまたは（2）の㊦と㊧1種類ずつのコピーをご提出ください。

- ご記入いただいていない場合であっても、ご提出いただいた住民票情報等を基に、番号利用法（マイナンバー法）に基づき、個人番号（マイナンバー）を登録させていただきます。個人番号（マイナンバー）の登録後は、年1回の現況の確認（現況届）や住所変更等の届出が原則不要になります。

7. 死亡した方の子についてご記入ください。

子とは、次のいずれかに該当する方を指します。

①：18歳になった後の最初の3月31日までにある子

②：20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

子 (A欄)	氏名	(フリガナ) (氏) (名)	26 生年月日	7. 平成 9. 令和	年 月 日	障害の状態に ある・ない	26 診
	個人番号						
子 (B欄)	氏名	(フリガナ) (氏) (名)	26 生年月日	7. 平成 9. 令和	年 月 日	障害の状態に ある・ない	26 診
	個人番号						

職員記入欄
別紙有無
☐ 有

※請求者が子である場合は、1ページの2に記入した子以外の子についてご記入ください。

※3人目以降は別紙にご記入の上、この請求書に添付してご提出ください。

8. 生計維持関係の確認のため、以下の申し立てをご記入ください。

遺族年金は死亡した方によって生計を維持されていた遺族に支給されます。

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ① 生計を同じくしていること（例）同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
- ② 収入要件を満たしていること
年収850万円（所得655.5万円）以上を将来にわたって有しないことが認められること。

生計維持関係に関する申し立て

申立日 令和 年 月 日
(記入日)

1. 死亡当時、請求者（および子）は、死亡した方と生計を同じくしていましたか。該当するものを○で囲んでください。
(請求者に子がある場合は、請求者は子と生計を同じくしていましたか。)

※同居していた場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしていた場合は生計を同じくしていることとなります。

はい・いいえ

2. 死亡した方によって生計を維持されていた方の収入について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(1)で「いいえ」を○で囲んだ方のみご記入 ください。 (2) おおむね5年以内に年収850万円 (所得655.5万円) 未満となる見込み がありますか
請求者	はい・いいえ	はい※・いいえ
子 (A欄の子)	はい・いいえ	はい※・いいえ
子 (B欄の子)	はい・いいえ	はい※・いいえ

※ 「はい」を○で囲んだ方は、おおむね5年以内に年収850万円（所得655.5万円）未満となる見込みがあることが確認できる書類の添付が必要となります。

この請求書に添えなければならない書類等

- 1 請求する方および死亡した方の基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 2 請求する方の生年月日に関する市町村長の証明書、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）または法定相続情報一覧図（③欄（1ページ目）に個人番号（マイナンバー）を記入したときは、添付を省略できます。）
- 3 請求する方および加算額の対象となる方と死亡した方の身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、住民票または法定相続情報一覧図等（③欄（1ページ目）および子の欄（7ページ目）に個人番号（マイナンバー）を記入したときは、添付を省略できます。）
- 4 死亡診断書、死体検案書もしくは検視調書の記載事項についての市町村長の証明書またはこれらに相当する書類
 - ア 失踪宣告によって死亡したとみなされた方については、失踪宣告をうけたことを明らかにすることができる書類
 - イ 被保険者または被保険者であった方が船舶または飛行機に乗っていて行方不明となっているときは、行方不明となっている事実、死亡の事実がわかっていて死亡日がわからないときは、死亡した事実を明らかにすることができる書類
- 5 請求する方が婚姻の届出はしていないが、死亡した方と事実上婚姻関係と同様の事情にあった方であるときは、その事実を明らかにすることができる書類
- 6 請求する方が国民年金法施行令別表に定める1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子であるときは、医師または歯科医師の診断書
- 7 障害の状態にある20歳未満の子の傷病が以下のものであるときは、レントゲンフィルム
 - ア 呼吸器系結核 イ 肺化のう症 ウ けい肺（これに類似するじん肺症を含む）
 - エ その他認定または審査に際し必要と認められるもの
- 8 6(3)欄に「はい」と答えた方は、第三者行為事故状況届（この用紙は年金事務所にあります。）
- 9 6(6)の①～⑦及び6(7)に該当するときは、該当していることが確認できるもの
- 10 世帯全員の住民票（③欄（1ページ目）に個人番号（マイナンバー）を記入したときは、添付を省略できる場合があります）。
 8. 生計維持関係に関する申立書欄の2(1)で「はい」と答えたときは、請求する方の収入が確認できる書類（義務教育修了前の子の場合は不要です。また、個人番号（マイナンバー）を記入したときは、添付を省略できる場合があります）。
 - また、8. 生計維持関係に関する申立書欄の2(2)で「はい」と答えたときは、源泉徴収票等とその方の収入が850万円未満となることを証明できる書類（例：会社等の就業規則など退職年齢を明らかにすることができる書類）。

29 年金コードまたは共済組合等コード・年金種別 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">1</td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td><td style="width: 10%;"> </td></tr> <tr><td>2</td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>3</td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td colspan="7">32 他年金種別</td> <td> </td> </tr> </table>	1								2								3								32 他年金種別								
1																																	
2																																	
3																																	
32 他年金種別																																	

33 上 外 上 外 1 2	34 傷 病 名	35 診 断 書	36 有 年 数	36 有 年 元号	37 第三者行為

38 受給権発生年月日 元号 年 月 日	39 停止事由	39 停 止 期 間 元号 年 月 元号 年 月	40 条 文 0 1 3 7 0 0 1	41 失権事由	41 失 権 年 月 日 年 月 日

42 他 制 度 満 了 元号 年 月 元号 年 月	43 合 算 対 象 記 録 1 元号 年 月 元号 年 月	2 元号 年 月 元号 年 月	3 元号 年 月 元号 年 月
4 元号 年 月 元号 年 月	5 元号 年 月 元号 年 月	44 6 元号 年 月 元号 年 月	7 元号 年 月 元号 年 月
8 元号 年 月 元号 年 月	9 元号 年 月 元号 年 月	10 元号 年 月 元号 年 月	45 11 元号 年 月 元号 年 月
12 元号 年 月 元号 年 月	13 元号 年 月 元号 年 月	14 元号 年 月 元号 年 月	15 元号 年 月 元号 年 月

46 共済コード 共済記録1 元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算	2 元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算
3 元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算	47 4 元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算
5 元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算	6 元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算
48 7 元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算	8 元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算

50 時効区分	◆終了表示	E	送信	
---------	-------	---	----	--